

「伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視」に係るフォローアップ結果について

総務省中部管区行政評価局（吉武 洋一郎 局長）は、見出しの行政評価・監視を実施した結果、①伊勢湾全域における海岸漂着物等の発生状況の経年的な推移がほとんど調査されていない、②「海岸清掃事業マニュアル」が十分活用されず、海岸清掃に参加した児童が注射針でケガをした事例が発生している（資料1）、③河川敷に海岸漂着物となりうる生活ごみ、流木等が見られたこと（資料2）などから、平成25年2月、関係機関に改善所見を通知（所見表示）しました。

この度、その後の改善状況をフォローしたところ、次のような進展がありました。

①環境省中部地方環境事務所は、伊勢湾再生推進会議の場で、本省が全国的・経年的な海岸漂着物の状況を把握したレポート及び効果的な発生抑制対策に有用なガイドラインを紹介し、助言を予定、②同事務所は、「海岸清掃事業マニュアル」を再周知し、安全管理の徹底について助言、③国土交通省中部地方整備局は、河川事務所等に対し、効果的・効率的な河川の維持管理が海岸漂着物の発生抑制の一部につながることに留意の上、適正な河川管理の実施を指導

■ 主な改善所見と関係機関の措置

1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進

【所見】

中部地方環境事務所は、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その検討結果を踏まえ、関係機関が協議するよう、助言していく必要あり

- ① 海岸漂着物等の発生状況の経年的推移の把握、伊勢湾全体の発生抑制対策の指標の設定
- ② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策

【改善措置】

環境省は、3月に取りまとめた「海岸漂着ごみ状況年間レポート」（8月）や「海岸漂着物流出防止ガイドライン」（7月）を各県に配布。中部地方環境事務所は、今回の伊勢湾再生推進会議の場でこれらを紹介し、関係機関が協議するよう必要な助言を行う予定（26年3月頃）

2 海岸清掃作業における安全管理の徹底

【所見】

中部地方環境事務所は、愛知県及び三重県に対して、「海岸清掃事業マニュアル」を参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要あり

【改善措置】

各県に対しマニュアルを再周知。愛知県の海岸漂着物対策推進協議会（7月開催）において同マニュアルを配布し、安全管理の徹底を説明。今後、三重県の協議会にも出席し、助言等を行う予定

3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進

【所見】

中部地方整備局は、河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うことなどを指示する必要あり

【改善措置】

河川事務所等に対し、効果的・効率的な河川の維持管理が海岸漂着物の発生抑制の一部につながることに留意の上、適正な河川管理を実施するよう会議の場や文書により指導

※ 結果報告書及び所見表示は、中部管区行政評価局ホームページに掲載
 (URL: http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/menu_11.html)

〈本件照会先〉
 総務省中部管区行政評価局
 第二部第3評価監視官 森野
 電話：052-972-7449

資料 1

海岸に危険物が漂着等している事例

写真1 注射器【医療系廃棄物】



写真2 薬品容器【医療系廃棄物】



写真3 ガスボンベ【高圧ガス】



写真4 消火器【高圧ガス】



写真5 農薬容器【薬品類】



写真6 鋭い金属片の刺さった木材【その他】



(注) 1 【 】内に記載したのは、農林水産省及び国土交通省が策定した「海岸漂着危険物ガイドライン」で定められた海岸漂着危険物の分類である。

2 実地調査を行った海岸は次のとおり

吉崎海岸（三重県四日市市）、白子海岸（三重県鈴鹿市）、白塚海岸（三重県津市）、町屋海岸（三重県津市）

写真1 危険物が放置されている事例



写真1の事例がみられた場所の概略図

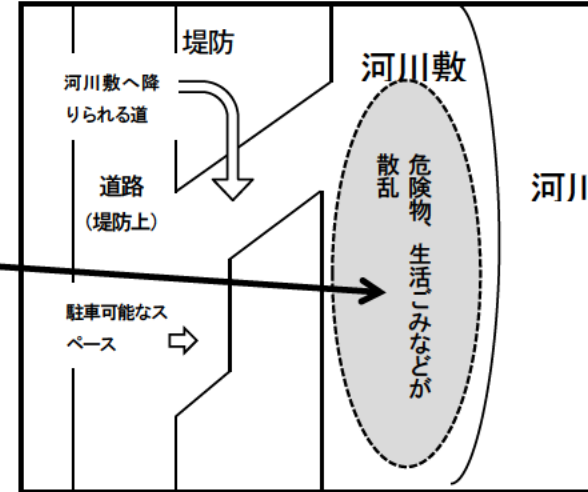


写真2 河川敷にある流木の事例



写真3 流出しそうな樹木の事例



写真4 老朽化した船の事例



(注) 実地調査を行った河川は次のとおり (計8河川: いずれも国の直轄管理河川)

宮川水系(宮川、勢田川、大湊川)、櫛田川水系(櫛田川、佐奈川、祓川)、雲出川水系(雲出古川)、木曾川水系(揖斐川)

伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視結果に基づく改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

- 調査の実施時期：平成 24 年 8 月～11 月
- 調査等対象機関：中部地方環境事務所、中部地方整備局、第四管区海上保安本部、三重森林管理署、三重県、愛知県、岐阜県、名古屋市、市町村、関係団体等
- 所見表示（改善通知）年月日：平成 25 年 2 月 4 日（通知先：中部地方環境事務所、中部地方整備局）
- 回答年月日：平成 25 年 3 月 18 日（中部地方環境事務所）、平成 25 年 3 月 13 日（中部地方整備局）
- その後の改善措置状況に係る回答年月日：平成 25 年 10 月 30 日（中部地方環境事務所）、平成 25 年 11 月 8 日（中部地方整備局）

所見表示事項（概要）	中部地方環境事務所が講じた改善措置状況（概要）
<p>1 伊勢湾における海岸漂着物等対策の推進</p> <p>中部地方環境事務所は、伊勢湾における海岸漂着物等対策を推進する観点から、次の事項について効果的な手法を調査検討するとともに、その結果を踏まえて、中部地方整備局が設置している伊勢湾再生推進会議の場等を活用して、関係機関が協議するよう助言していく必要がある。</p> <p>① 関係機関が実施した海岸漂着物等対策の取組効果を客観的に把握・分析するため、海岸漂着物等の発生(漂着)状況について、経年的な推移を把握していくこと。また、閉鎖性海域である伊勢湾の海岸漂着物等対策については、関係機関が一体となって取り組んでいくことが重要であることから、伊勢湾全体の海岸漂着物等の発生抑制対策の指標を設けることについて検討すること。</p> <p>② 流木等の自然系漂着物の発生抑制対策について検討すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→①② ご指摘については、①②の各事項について、効果的な手法を検討する方向である。また、平成 24 年度地域環境保全対策費補助金等を活用して、関係機関が一体となって取り組むよう、各種会議等の場において助言する方向で検討を進めている。</p> <p>⇒①② 環境省では、平成 22 年度から 24 年度の 3 年度にかけて、漂着ごみ状況把握調査を実施し、日本の海岸に存在する漂着ごみの状況を把握した。この調査結果を、i) 幅広い層に国内の漂着ごみの現存量や漂着フラックス等の状況を知ってもらう、ii) 主に行政等に漂着ごみ対策を検</p>

所見表示事項（概要）	中部地方環境事務所が講じた改善措置状況（概要）
<p>2 海岸清掃作業における安全管理の徹底</p> <p>中部地方環境事務所は、海岸清掃に参加する民間団体等の安全確保を図る観点から、愛知県及び三重県に対して、清掃マニュアルを参考に、海岸清掃作業の安全管理を徹底するよう助言する必要がある。</p>	<p>討するための基礎資料としてもらう、iii) 主に地方行政・NPO 等に漂着フラックス等を把握するための漂着ごみのモニタリングを実施する上での参考資料としてもらうこと等を目的として、「海岸漂着ごみ状況年間レポート」として取りまとめ、本年8月に各都道府県及び各地方環境事務所に配布するとともに、近々環境省ホームページにも掲載する予定である。</p> <p>また、環境省では、発生抑制対策を企画する者が、容易に適切な手法を用いることができるよう、平成22・23・24年度漂流・漂着・海底ごみ原因究明分析調査業務で得られた知見等を整理し、効果的に発生抑制対策を実施する上で有用な情報を「海岸漂着物流出防止ガイドライン」として取りまとめ、本年7月に各都道府県及び各地方環境事務所に配布するとともに、環境省ホームページにも掲載した。さらに、当事務所として、平成26年3月頃に開催予定の伊勢湾再生推進会議で上記のレポート・ガイドラインを紹介し、必要な助言を行う予定である。</p> <p>→ ご指摘については、環境省本省から平成25年4月頃を目処に、各地方環境事務所を通じて全国各自治体に対し改めて清掃マニュアルに基づく作業の安全管理を徹底するよう周知を図る方向で検討を進めており、また、中部地方環境事務所から愛知県及び三重県の海岸漂着物対策推進協議会の場でも同様の助言をする予定である。</p> <p>⇒ 環境省では、平成25年4月1日付け事務連絡において、地方環境事務所あてに、都道府県への「海岸清掃事業マニュアル」の再周知をするよう指示を発出している。</p> <p>当事務所でも、この指示を受け、管内の各県に対し本マニュアルの再周知を行うとともに、各市町村への再周知を依頼した。</p> <p>また、愛知県では、7月10日に第1回海岸漂着物対策推進協議会が開催され、当事務所も出席した。この協議会では当事務所の依頼を受けて、</p>

所見表示事項（概要）	中部地方環境事務所が講じた改善措置状況（概要）
	<p>事務局が本マニュアルを配布した上で、参加者に対して本マニュアルを参考に、安全管理を徹底するよう説明した。</p> <p>今年度中、三重県で海岸漂着物対策推進協議会が開催される際には、当事務所も出席し、本マニュアルを配布した上で、本マニュアルを参考に安全管理を徹底するよう助言等を行う予定である。</p>

所見表示事項（概要）	中部地方整備局が講じた改善措置状況（概要）
<p>3 海岸漂着物の発生抑制につながる取組の推進</p> <p>(1) 河川の維持管理の推進</p> <p>中部地方整備局は、河川の維持管理を推進する観点から、管内の河川事務所等に対し、海岸漂着物の発生抑制の視点も念頭に置いて河川管理を行うとともに、以下の措置を講じるよう指示する必要がある。</p> <p>① 車を止めやすく不法投棄されやすい場所及び自然系ごみが堆積しやすい場所を重点的に巡視する箇所を含めるなど、河川巡視方法を工夫すること。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>→：「回答」時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒：「その後の改善措置に係る回答」時に確認した改善措置状況</p> </div> <p>→ 今回の行政評価・監視結果については、管内の河川事務所等に対しても、会議等の場を活用して周知しますが、その際には、日常的な河川の維持管理を推進することが、海岸漂着物の発生抑制の一部につながることにについても触れる予定である。</p> <p>⇒ 上記を受け、中部地方整備局は、管内の事務所長会議、副所長会議、担当課長会議等において指導を行いました。</p> <p>（中部地方整備局は、平成 25 年 4 月から 25 年 9 月までの間に計 4 回の会議で指導）</p> <p>また、平成 25 年 5 月 24 日に管内の関係事務所に対し、文書を発出し、「伊勢湾における海岸漂着物等に関する行政評価・監視の結果」を踏まえた、効果的・効率的な河川の維持管理が海岸漂着物の発生抑制の一部につながることに留意のうえ、適正な河川管理を実施するよう通知しました。</p> <p>→① 河川巡視では不法投棄によるゴミ等の監視だけでなく、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等について概括的に異常を発見することを目的として行っている。</p> <p>したがって、引き続き、ゴミ等についての日々状況報告を行うとともに、不法投棄の甚だしい箇所については通常の車上巡視だけではなく、不法投棄の現状確認及び対策を行うため、徒歩により特定の目的に特化した目的別の河川巡視を行う他、不法投棄されやすい場所等の注意箇所について河川カルテへの記録、必要に応じた注意看板等の設置によるゴミ等の発生抑制や対策の効率化を図っていく。</p>

所見表示事項（概要）	中部地方整備局が講じた改善措置状況（概要）
<p>② 河道内樹木で、枯れる等により水面に倒れかかり、治水上も支障が生じるおそれのあるものについては、鳥類・魚類・昆虫等の生息環境に与える影響等にも配慮しつつ、支障の大きなものについて撤去を検討すること。</p> <p>③ 不法係留船対策計画における重点的撤去区域だけでなく、他の河川区域においても、河川巡視等により発見した不法係留船等で、老朽化して長期間放置されているものなど、治水上支障の大きいものについては、警告を発するとともに、警告で示した自主撤去の期限を過ぎた場合には強制撤去の手続を進めること。</p>	<p>⇒① 河川巡視については、不法投棄によるゴミ等の監視だけでなく、河道、河川管理施設及び許可工作物の状況の把握、河川区域内における不法行為の発見、河川空間の利用に関する情報収集及び河川の自然環境に関する情報収集等について、引き続き概括的に異常を発見することを目的として行っています。</p> <p>河川カルテに記録のある不法投棄がされやすい場所等については、通常巡視や徒歩による特定の目的に特化した目的別の河川巡視により、引き続き現状確認を行うとともに、新たな不法投棄を発見した場合には、新たに河川カルテに記録をするとともに、必要に応じて注意看板等を設置します。</p> <p>→② 河道内の樹木は、繁茂の状態によって河川の流下能力に支障をきたす恐れがある一方で、鳥類・魚類・昆虫等の多様な生物の良好な生息・生育・繁殖環境の場として重要な役割を果たしている。</p> <p>樹木の伐採にあたっては治水上の影響を第一義に考え、環境上の視点や住民等との連携によるコスト縮減等にも配慮しながら、限られた予算の中で実施していく。</p> <p>⇒② 樹木伐採については、治水上の影響を第一義に考え、引き続き環境上の視点や住民等との連携によるコスト縮減等にも配慮しながら実施していきます。</p> <p>→③ 不法係留船については、河川管理上の支障が著しい場合には、重点的撤去区域の内外を問わず、強制的撤去や廃棄物処理等の措置を講じているところ。今後も、警告表示を行うなど、地元市町・警察とも連携しながら最も適切な方法で対応していきたい。</p> <p>⇒③ 不法係留船については、今年度新たに警告表示を行い、強制撤去や廃棄物処理等の措置を講じたところはありませんが、引き続き巡視時等において不法係留船が確認された場合には、警告表示を行うなど、地元市</p>

所見表示事項（概要）	中部地方整備局が講じた改善措置状況（概要）
	<p>町・警察とも連携しながら最も適切な方法で対応していきます。</p> <p>→ なお、行政評価局が昨年10月に実施した現地調査において把握した主な個別事例に対する現在までの措置状況は以下のとおりである。</p> <p>① ペットボトル等の人力で回収できる生活系ゴミに関しては、川と海のクリーン大作戦の参加者を主体に回収している。</p> <p>危険物とされるLPガスボンベ（事例No.1-①）については、原因者の特定まで至らなかったため河川管理者において処分した。</p> <p>流木等については、必要に応じて対応するとともに河川巡視において継続監視している。</p> <p>また、事例No.1-③においては、ホームレス等による不法占用と考えられるものもあり、ゴミ等と断定ができない状況であるため、引き続き河川巡視において継続監視していく。</p> <p>② 不法係留船については、所有者の調査を行っているところであり、所有者判明の場合には所有者へ撤去を指導し、所有者が不明な場合、河川管理上の支障が著しい場合は、予算調整の上、河川管理者による撤去を行う予定である。</p> <p>なお、事例 No. 3-⑤は、木曾三川下流部不法係留船対策に係る計画書（以下「計画書」という。）により平成26年度以降、重点的撤去区域に指定し対策にあたる予定箇所であり、当該箇所の廃船については、現時点において河川管理上著しい影響は無いことから、経過観察の上、計画書に従い、平成26年度以降の対策に合わせて処分したい。</p> <p>ただし、管内の船舶の係留状況等については、全船について状況を把握していることから、洪水等により河川管理上支障があると判断した場合には、個別に処分等を行う予定。</p> <p>⇒① ペットボトル等の人力で回収できる生活系ゴミに関しては、川と海のクリーン大作戦の参加者を主体に回収することとしており、今年度も10月27日を統一実施日として実施しました。</p>

所見表示事項（概要）	中部地方整備局が講じた改善措置状況（概要）
	<p>LP ガスボンベなどの危険物については、まずは原因者の特定を行い、原因者の特定まで至らなかった場合は河川管理者において処分します。</p> <p>流木等については、今年度の台風 18 号の影響により河道内に新たに堆積したものもあるため、治水上の影響を第一義に考え、限られた予算の中で対応します。</p> <p>ホームレス等による不法占用と考えられるものについては、所有者の特定を行い、原因者の特定まで至らなかった場合は河川管理者において処分します。</p> <p>② 不法係留船については、今年度の所有者調査により 1 隻所有者が判明し、撤去指導を行った結果、自主撤去がなされました。</p>

所見表示事項（概要）	中部地方整備局が講じた改善措置状況（概要）
<p>(2)河川美化のための民間団体等との連携強化</p> <p>中部地方整備局は、海岸漂着物の発生抑制対策につながる効果的な取組及び河川愛護運動を推進する観点から、アダプト制度の未導入である河川事務所への導入や、河川愛護月間中に民間団体等と連携した河川の一斉清掃の新たな企画・実施など、民間団体等が行う河川清掃などの美化活動が一層促進されるような方策を検討する必要がある。</p>	<p>→ ゴミは、水辺の景観を悪くするだけではなく、水辺で生活するさまざまな動植物の生息場にも悪い影響を与えることから、川と海のクリーン大作戦を沿岸域及び流域の方々の協力を得ながら、効率的・効果的に実施しているところである。</p> <p>また、河川美化のためにも、積極的な民間団体等との連携や、経費削減のために流木の無料配布等の取組も実施している。</p> <p>ご指摘のあったアダプト制度の活用については、流域の合意形成ができたところから、その導入を図ってきたところであり、引き続き、制度活用について検討していく。</p> <p>中部地方整備局としては、河川愛護月間等を活用しながら、民間団体等との連携を図り、河川清掃などの美化活動に引き続き取り組んでいきたい。</p> <p>⇒ アダプト制度の活用については、流域の合意形成ができたところから、その導入を図ってきたところであり、引き続き、制度活用について検討していきます。</p> <p>河川愛護月間等における河川清掃については、管内の事務所において取り組んでおり、今年度の参加人数は延べ 18,000 人以上になっております。引き続きこれらの取組についても継続的に取り組んでいきます。</p>